

法務省管警第36号

平成22年3月10日

入国者収容所長 殿
地方入国管理局長 殿
地方入国管理局支局長 殿
地方入国管理局出張所長 殿（下関・鹿児島）

法務省入国管理局長 田 内 正 宏
（公印省略）

被収容者の自損事故の発生防止について（通知）

本年2月9日、東日本入国管理センターにおいて発生したブラジル人被収容者による縊首事故を踏まえ、同種事故の再発防止に万全を期すよう注意を喚起したところですが、3月5日深夜、同センターにおいて、被収容者がフェイスタオル及びビニール製のごみ袋を使用して自殺を図るという自損事故が発生しました。

幸いにも発見が早く未遂に終わりましたが、今回の自損事故においては、依然として居室内においてビニール製のごみ袋を使用させていたため、これが自損行為に使用されており、また、当該被収容者が自殺をほのめかしていたにもかかわらず、動静把握が十分にされていなかったために発生したと言わざるを得ず、誠に遺憾です。

つきましては、被収容者の処遇に当たっては、被収容者処遇規則及び被収容者処遇細則の規定に従って適正を期すとともに、下記の点に留意し、この種事故の再発防止に万全を期すよう、改めて通知します。

記

- 1 被収容者の所持品等の検査を徹底し、自殺・自損行為に使用されるおそれのある物品の居室内への持ち込みを阻止するとともに、緊急に居室内に持ち込まれている物品の検査を改めて行い、不要な物品の排除に努めること。
- 2 今後、居室内においては、自殺・自損行為に利用されない素材の袋をごみ袋として使用させることとし、ビニール製のごみ袋は使用させないこと。
- 3 平素から被収容者の動静及び心情を把握することはもとより、異状が認められるときは、速やかに看守勤務者による面接や専門家によるカウンセリングを実施する等の具体的な対応策を講じること。

また、部下職員に対しては、被収容者の動静等に応じて、動しようの強化や対面監視の実施等、事故防止のための措置を執るよう具体的に指示すること。

- 4 定期的な収内一斉検査を実施するほか、随時、収内検査を実施し、上記1に掲げる物品や禁制品及び危険物品の排除に向けた取り組みを適切に行うこと。